

令和 7 年度委託 設計書
仕様書

- 1 委託名 小学校特定建築物の衛生的環境管理業務委託
- 2 施行場所 川越市郭町1丁目1番地1ほか3箇所
- 3 積算金額 _____ 円
- 4 委託費 _____ 円

5 委託内容

建築物の環境衛生維持の状況を確認するとともに、

常に建築物全体を最良の状態に保つ。

6 施行理由

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、建築物環境

衛生管理基準に従って維持管理する必要があるため。

[illegible]

[illegible]

A-1 内訳書

A-2 内訳書

[illegible]

A-3 内訳書

[illegible]

小学校特定建築物の衛生的環境管理業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいて建築物の環境衛生維持の状況を確認するとともに、常に建築物全体を最良の状態に保つことを目的とする。

2 対象施設

学校名	場所	電話番号	建物の構造	延床面積
川越小学校	郭町 1 丁目 1 - 1	222-0309	鉄筋コンクリート	8,901.00 m ²
南古谷小学校	大字木野目 1451	235-2150	鉄筋コンクリート	8,520.97 m ²
霞ヶ関小学校	大字笠幡 177	231-1303	鉄筋コンクリート	8,838.75 m ²
霞ヶ関北小学校	伊勢原町 5 丁目 1 - 1	231-1968	鉄筋コンクリート	9,353.40 m ²

3 委託期間 契約締結日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

4 書類の提出

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 建築物環境衛生管理技術者として選任した者の建築物環境衛生管理技術者免状の写し
- (3) その他（市が必要と認めたもの）

5 委託内容

受注者は、次の諸業務を行う。なお測定方法は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則による。

- (1) 維持管理全般（通年）
 - ・維持管理業務計画の立案
 - ・維持管理業務の全般的監督及び必要な助言
 - ・日常清掃のほか、定期清掃（学期毎の大掃除）についての助言等
 - ・環境衛生管理に必要な諸書類の作成及び関係官公庁への報告等
 - ・当該施設への立ち入り検査への立会い等

(2) 空気環境測定業務（原則 5, 7, 9, 11, 1, 3月）

川越小学 校及び霞 ヶ関小学 校	測定項目	測定箇所	測定回数	備考
	浮遊粉じん	7	2	周期：2ヶ月に1回 年6回 測定：午前1回 午後1回
	一酸化炭素	7	2	
	二酸化炭素	7	2	
	温度	7	2	
	相対湿度	7	2	
	気流	7	2	

霞ヶ関北 小学校及 び南古谷 小学校	測定項目	測定箇所	測定回数	備考
	浮遊粉じん	1 1	2	周期：2ヶ月に1回 年6回 測定：午前1回 午後1回
	一酸化炭素	1 1	2	
	二酸化炭素	1 1	2	
	温度	1 1	2	
	相対湿度	1 1	2	
	気流	1 1	2	

(3) 水質検査

6ヶ月以内ごとに1回実施	6月1日から9月30日までの間に1回実施
一般細菌 大腸菌 鉛及びその化合物 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜鉛及びその化合物 鉄及びその化合物 銅及びその化合物 塩化物イオン 蒸発残留物 有機物（全有機炭素（TOC）の量） pH値 味 臭気 色度 濁度	シアン化物イオン及び塩化シアン 塩素酸 クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン ブロモホルム ホルムアルデヒド

(4) ねずみ等の防除（6ヶ月以内ごとに1回）

ねずみ等（ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物）の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況についてトラップ調査（原則とし、下表の箇所を設置するものとするが、施設の都合上設置できない場合にはこの限りではない。）を実施し、その調査結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。トラップは、児童の目の付かない箇所へ設置するよう留意する。

※ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用い、事前に発注者へ使用薬剤の情報を届け出ること。

設置場所	箇所数
配膳室	各階 1 箇所 ・ 川越小 計 4 箇所
	・ 南古谷小 計 4 箇所
	・ 霞ヶ関小 計 3 箇所
	・ 霞ヶ関北小 計 4 箇所
職員室	各校 1 箇所 計 4 箇所
事務室	各校 1 箇所 計 4 箇所

6 報告書の提出 2回提出（9月、3月）

受注者は、測定等を実施の都度、その結果を発注者に報告する。また請求月については、委託業務実施報告書を提出する。

(1) パイプファイル・・・5部

初回の各測定結果等提出時に、綴じ込み用として提出する。

(2) 各測定等結果・・・2部（学校用、教育財務課用）

測定等結果が得られたら、その都度提出する。

(3) 委託業務実施報告書（9月、3月）

添付する各測定結果等は、(2)の報告により省略することができる。

7 支払方法 2回払い

(1) 1回目（9月）・・・契約締結月分から9月実施分として

(2) 2回目（4月）・・・10月実施分から3月実施分として

8 その他

(1) 受注者は、業務を遂行するに当たり建物・設備・機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。

(2) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場

の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。

- (3) この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。